

獣医師に対する行政処分の動向 2006～2025 年

岩上悦子[†]（日本大学医学部社会医学系法医学分野，
日本大学生物資源科学部）

勝又純俊（日本大学医学部社会医学系法医学分野，
健生会立川相互病院）

奥田貴久（日本大学医学部社会医学系法医学分野）



獣医師に対する行政処分は、獣医師法第8条第2項に基づき行われる規範維持の仕組みである。筆者は、1989年から2008年（平成元年～20年）までの行政処分事例を収集・分析した既報において、処分に至るまでの流れや処分基準が不透明であることから、獣

医師に対する行政処分指針の構築が急務であることを指摘してきた[1]。2015年末に農林水産省が「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」[2]を公表したことで、獣医師独自の基準が初めて策定された（以下、新基準とする）。本資料では、新基準の前後各10年間の行政処分を整理し、年次推移・処分理由・処分内容を比較してその動向を検討した。

対象は、2006年から2025年の20年間に農林水産省がプレスリリースにて公表した行政処分88件である。新基準における事案別の具体的な考え方（表）では、事案を（1）ア・イ、（2）に分類して示されている。本稿では分析の便宜上、これらの処分理由をA・B・Cの3類型として再整理して記述する。すなわち、

A：獣医師業務関連の法律違反により罰金以上の刑に処せられた事案（関連刑事処分）

B：獣医師業務に直接関係しないが罰金以上の刑に処せられた事案（非関連刑事処分）

C：獣医師道に対する重大な背反行為等があった事案（獣医師道背反行為）

なお、罰金以上の刑を伴わない行政処分は、Cに分類した。これらは表の（1）ア・（1）イ・（2）にそれぞれ対応する。2006～2015年（前期）は新基準を遡及適用し、2016～2025年（後期）は新基準に準拠した。

表 獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方

3. 事案別の具体的な考え方

（引用文献[2]より一部抜粋・改変）

（1）獣医師が罰金以上の刑に処せられた事案

ア. 獣医師業務に当たって遵守すべき法律に係る違反行為

（獣医師法，獣医療法，家畜伝染病予防法，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法）等の違反行為）

→基本的には司法判決を参考に決定する。獣医師が法律上の義務を怠り，人や動物の健康を危険にさらす行為については，より重い処分とする。

イ. 獣医師業務に直接関係しないが，罰金以上の刑に処せられた事案

（刑法（殺人，傷害，窃盗，詐欺，強制わいせつ等），覚せい剤取締法，所得税法，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律，道路交通法等の違反行為）

→基本的には司法判決を参考に決定する。獣医師の立場や知識を利用した事案については，より重い処分とする。

（2）獣医師道に対する重大な背反行為等があった事案

（獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為であると客観的に認定できる事案）

→行政処分の程度は，裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。

1 行政処分の年次推移（図1）

処分件数は年により変動が大きく，2007年は10件と突出して多かった。一方，新基準公表翌年の2016年はゼロ件であった。2017年以降は処分が再開し，緩やかな増加傾向にあるものの，件数は前期より低水準にとどまっていた。

処分理由分類別に推移をみると，B非関連刑事処分は全期間を通して発生していたが，A関連刑事処分は後期には散見されるにとどまった。また，C獣医師道背反行為は前期初頭の2007年前後に集中していた。年間処分件数を前期と後期で比較したところ，後期は前期より有

[†] 連絡責任者：岩上悦子（日本大学医学部社会医学系法医学分野）

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1 ☎ 03-3972-8111（内線2277）FAX 03-3972-8860

E-mail : iwakami.etsuko@nihon-u.ac.jp

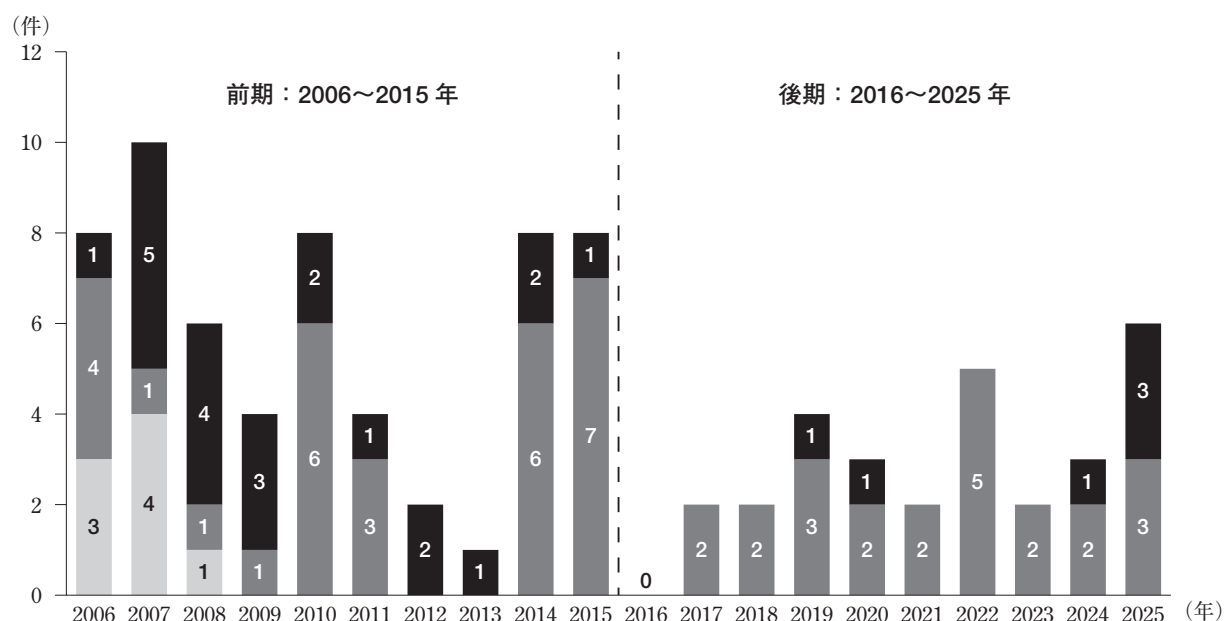


図1 獣医師に対する行政処分の年次推移と処分理由

- A：獣医師業務関連の法律違反により罰金以上の刑に処せられた事案
- B：獣医師業務に直接関係しないが罰金以上の刑に処せられた事案
- C：獣医師道に対する重大な背反行為があった事案

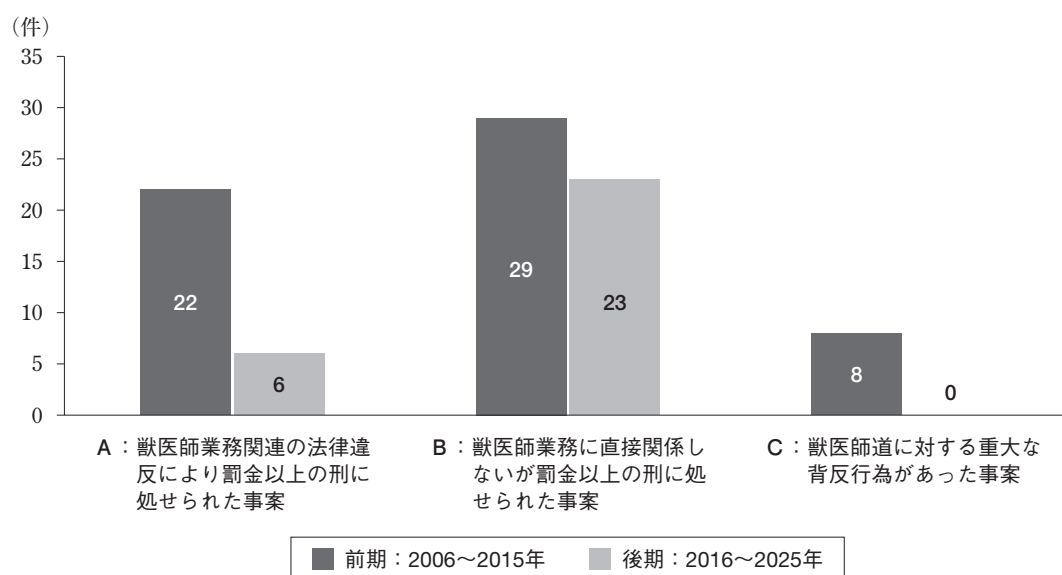


図2 獣医師に対する行政処分の理由分布

意に少ないことが確認された（マン＝ホイットニーU検定， $p < 0.05$ ）。

2 行政処分理由の分布（図2）

処分件数は前期59件，後期29件で，後期は前期の半数であった。いずれの期間もB非関連刑事処分が最多で，主に道路交通法等違反，児童買春・児童ポルノ製造等，傷害，その他の事案であり，実数は前期29件，後期23件と大差はなかったが，それぞれの期間に占める割合は49%から79%へ増加した。一方，A関連刑事

処分は主に旧薬事法違反，家畜伝染病予防法違反，獣医師法違反，その他の事案であり，前期22件から後期6件へ大幅に減少した。また，C獣医師道背反行為は主に業務上横領，国家試験問題の漏洩，その他の事案を理由とする前期8件のみで，後期ゼロ件であった。以上より，後期は獣医師業務関連の法令違反や獣医師道に対する重大な背反行為が減少し，処分理由の構造の変化が示唆された。

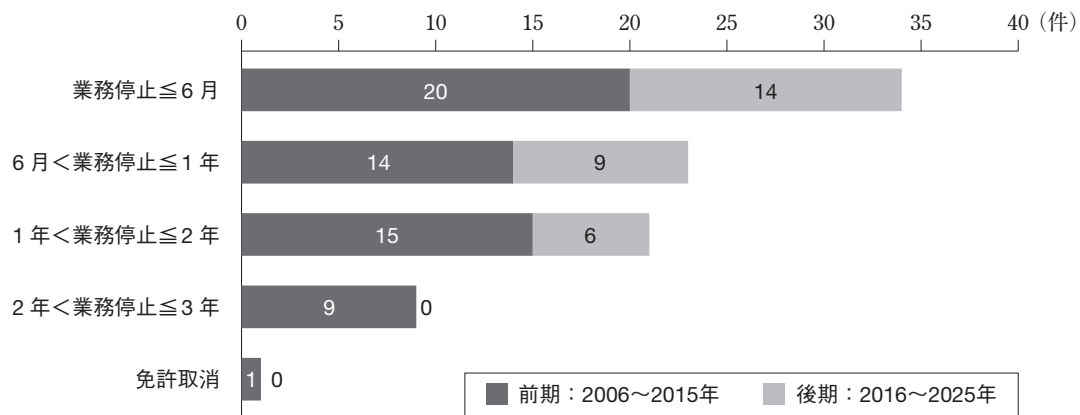


図3 獣医師に対する行政処分の内容

3 行政処分内容（図3）

対象期間に行われた処分は、1月以上3年以下の業務停止または免許取消であり、便宜的にその程度を5区分して図3に示した。前期・後期ともに6月以下の業務停止が最多であり、処分の中心がこの区分にあることが確認された。前期には全区分の処分がみられ、2年超3年以下の業務停止が9件、免許取消が1件（準強制わいせつ及び準強姦）あった。一方、後期には2年超の処分はなく、1年超2年以下の処分も前期より減少していた。以上より、処分の程度も前期と後期で変化がみられた。

考 察

本資料では、新基準の公表前後各10年間に行われた獣医師に対する行政処分の動向を記述的に検討した。処分件数は新基準を境に有意に減少し、獣医師道に対する重大な背反行為や獣医師業務に関する法令違反が減少する一方、獣医師業務外の犯罪は相対的に多く、後期は社会的信用を損なう行為に対する処分が中心となったことが示唆された。背景として、社会全体のコンプライアンス意識の高まりや犯罪行為への監視強化が影響した可能性がある。処分内容も、後期は重い処分が減少しており、処分対象となる事案の性質が変化したと考えられた。本資料では、処分の程度に関与する因子や新基準の運用による影響については検討していない。今後、個々の事案の処分根拠や刑事処分の内容を含めた分析により、行政処分制度の実態をより深く理解できると考えられ、検討課題としたい。

新基準は、「行政処分の審議を行うに当たり公正な規範とすべく策定された」[2]が、その前段階の「審議対象者の特定過程」は未だ明らかにされていない。同様に行政処分が行われる医師・歯科医師については、2000年6月に医療過誤による刑事罰が確定し、行政処分対象となるはずの医師21名が処分されていなかったことが報道された（毎日新聞2000年6月21日）ことを受け、2004年2月から「罰金以上の刑に処せられた医師又は

歯科医師」については、起訴又は判決が行われる都度、法務省から厚生労働省に公訴事実の要旨と判決結果及び事実の要旨に関する情報が提供される体制がとられている[3]。その法的根拠は不明であり、医師・歯科医師以外のコメディカルには運用されていないため、これらの職種では処分漏れや公平性の問題が指摘されている[4]。獣医師に関しても、法務省との連携体制はない。農水省は任意加盟団体である日本獣医師会に対し、「獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課（農林水産省消費・安全局畜産安全管理課）担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう」通達している[2]が、「協力をお願い」に留まる。この手法では会員・非会員間の分断、実効性や適法性に疑問が残る、公平公正な把握体制の整備が急務と思われる。

本資料で示した最近20年間の行政処分の動向は、獣医師に課された倫理的・法的職責の変遷を可視化するものであり、獣医師道の理解と実践を支える基礎資料となり得る。処分の背景や傾向を把握することは、獣医師が社会的責務を再確認し、国民からの信頼に応えるうえで重要である。今後、教育や研修の場で本資料が活用されることで、獣医師道の高揚と、より健全で透明性の高い獣医療の発展に寄与することが期待される。

引 用 文 献

- [1] 岩上悦子，勝又純俊，押田茂實：獣医師に対する行政処分の検討：1989～2008年（平成元年～20年），日本比較臨床医学雑誌，17，43-54（2009）
- [2] 獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の公表等について，日獣会誌，69，69-72（2016）
- [3] 厚生労働省医政局医事課：「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る法務省からの情報提供体制について，厚生労働省報道発表資料（2004）
- [4] 勝又純俊，岩上悦子，奥田貴久：保健師・助産師・看護師に対する行政処分の状況2001年度（平成13年度）～2020年度（令和2年度），医療の質・安全学会誌，18，428-434（2023）